

千葉県立保健医療大学懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第52条第4項の規定により、学長が行う学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修、課外活動及び大学施設の使用等を禁止すること。停学期間には、学則第22条に規定する休業日を含むものとする。
- (3) 訓告 学生が行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことがないように、口頭又は文書により注意すること。

2 停学は、無期又は有期とし、有期の場合の期間は6月以内とする。

3 停学期間は、学則第24条に規定する在学年限に含め、学則第23条に規定する修業年限に含めないものとする。ただし、その期間が3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(訓告の基準)

第3条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、訓告を行うことができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合
- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合

(停学の基準)

第4条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、停学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合

(退学の基準)

第5条 学則第52条第3項第4号に規定する該当する者は、次のとおりとし、各号のいずれかに該当する場合は、退学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断さ

れた場合

(4) その他学生としての本分に著しく反した場合
(悪質性及び重大性の判断)

第6条 第4条第3号及び前条第1号から第3号までにおける悪質性は、懲戒の対象となり得る行為を行った学生の主観的態様、その行為の性質、その行為に至る動機等を勘案の上判断する。

2 第4条第2号及び前条第2号における重大性は、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体被害の程度、非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断する。ただし、非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断する。

3 過去に懲戒を受けた者が、再度懲戒に該当する場合又はこれに相当する行為をした場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課することができる。

(懲戒行為の報告)

第7条 懲戒の対象となり得る行為があったと認める者は、学長又は教職員に報告するものとする。この場合において、当該報告を受けた教職員は、速やかに学長に報告するものとする。

(謹慎)

第8条 学長は、当該行為が第4条各号又は第5条各号に相当すると疑われ、かつ、教育上の配慮が必要であると認めるときには、当該学生に対して謹慎を命じることができる。

2 謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒調査委員会)

第9条 学長は懲戒をしようとする場合、懲戒調査委員会に調査させることができる。

2 懲戒調査委員会は、事実関係を速やかに調査し、調査結果に基づき懲戒案を検討し、調査報告書及び懲戒案を学長に提出する。

3 懲戒調査委員会の組織その他の必要な事項は別に定める。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第10条 懲戒する場合には、当該懲戒の名あて人となるべき学生について、弁明の機会を付与するものとする。

2 学長は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、懲戒の名あて人となるべき学生に対し、次に掲げる事項を書面(様式第1号)により通知する。

(1) 予定される懲戒の内容及び根拠となる条項

(2) 懲戒の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限

3 前項第1号及び第2号の事項は、第9条第2項に規定する書類の写しをもって

前項の書面に代えることができる。

- 4 学長は、懲戒の名あて人となるべき学生の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、当該学生の氏名及び第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも当該学生に交付する旨を本学の掲示場に掲示することによってできる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときには、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(弁明)

第11条 弁明は、懲戒の名あて人となるべき学生が弁明を記載した書面(以下「弁明書」(様式第2号)という。)を提出して行うものとする。

- 2 弁明を行うときは、証拠書類等を提出することができる。

(懲戒)

第12条 学長は、調査に関する書類(第9条第2項の調査報告書及び懲戒案があるときはそれを含む)及び弁明書を十分に参酌し、教授会での議を経て、懲戒するものとする。

ただし、学長は、弁明書の内容から懲戒の内容について検討が必要と判断した場合、懲戒調査委員会に再度調査させることができるものとする。

- 2 学長は、懲戒の名あて人となる学生に対し、懲戒の内容及び理由を記載した懲戒書(様式第3号又は第4号)を交付する。

- 3 第10条第4項の規定は、懲戒書の交付について準用する。

(懲戒の効力)

第13条 懲戒の発効は、懲戒書の公布日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(再審査)

第14条 懲戒を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合には、その存在を示す資料を添えて、文書により学長に再審査を求めることができる。

- 2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに懲戒調査委員会の協議を経て、再審査の要否を決定しなければならない。

- 3 懲戒調査委員会が、再審査の必要があると認めた場合には、直ちに事実の有無について調査を行う。

- 4 懲戒調査委員会が、再審査は必要がないと認めた場合には、学長は、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

- 5 再審査の請求は、懲戒の効力を妨げない。

- 6 再審査の手続きは、第10条から第12条までの規定を準用する。

(停学期間中の指導)

第15条 学科長及び専攻長は停学期間中の学生に対し、教育上の指導を行うこと

ができる。なお、その場合における当該学生の登校並びに本学の施設及び設備の利用を認めるものとする。

(無期停学処分の解除)

第16条 学科長及び専攻長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当と考えられる場合は、教授会等の審議を経て、その処分の解除について学長に申請することができるものとする。

2 学長は、学科長及び専攻長からの申し出を受けて、当該無期停学処分の解除を決定することができるものとする。ただし、停学開始日から6か月経過後でなければ解除できない。

(その他の教育的措置)

第17条 第3条に規定する懲戒のほか、学部長は、学生に対し、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は訓告に至らないものであって、当該行為を嚴重に注意することをいう。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月1日)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条第2項）

弁明の機会付与通知書

保医大第 号
年 月 日

第 学年 学科 (専攻)
様

千葉県立保健医療大学長

下記のとおり弁明の機会を付与しますので、千葉県立保健医療大学懲戒手続規程第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 予定される懲戒の内容及び根拠となる条項
- 2 懲戒の原因となる事実
- 3 弁明書の提出先
- 4 弁明書の提出期限 年 月 日

様式第2号（第4条第1項）

弁明書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学部名

学科（専攻）名

学籍番号

住 所

氏 名

下記のとおり弁明します。

記

1 弁明の件名

2 弁明

懲戒書

千葉県保医大達第 号

第 学年 学科 (専攻)
(氏名)

下記のとおり懲戒する。

年 月 日

千葉県立保健医療大学長

記

- 1 懲戒の内容及び根拠の条項
- 2 懲戒の理由

(教示)

この懲戒処分については、この懲戒処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は、千葉県知事となります。）、懲戒の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると懲戒の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第5条第2項） ※訓告の場合

保医大第 号
年 月 日

第 学年 学科 (専攻)
(氏名) 様

千葉県立保健医療大学長

懲戒について（通知）

下記のとおり懲戒をする。

記

- 1 懲戒の内容及び根拠の条項
- 2 懲戒の理由